

八幡浜地区施設事務組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則

〔 令和元年12月27日
規則第10号 〕

改正 令和3年8月31日規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、八幡浜地区施設事務組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（令和元年条例第6号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(契約の範囲等)

第2条 条例第2条第2号に規定する契約は、次に掲げる契約とする。

- (1) 機械器具等保守点検業務
- (2) 情報システム等の運用、維持管理等に関する業務
- (3) その他組合長が特に必要と認める役務の提供

(契約の期間)

第3条 契約の期間は、5年以内とする。ただし、組合長が特に必要と認めるときは、10年を超えない範囲内で組合長が定めるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。